

おみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業（新規）

【15（－）百万円】

対策のポイント

訪日旅行者に対する国産農産物のモデル的な販売を通じ、農産物をお土産として販売する場合の植物検疫上の課題の解決を図り、農産物を販売する事業者が取り組みやすい植物検疫の受検方法・体制を確立します。

<背景／課題>

- ・訪日旅行者向けの消費税免税制度の改正に伴い、食品が免税対象に追加されたことから、今後、農産物のお土産としての持ち帰り需要は高まると見込まれています。
- ・一方で、お土産用農産物の販売については、植物検疫手続きが分かりにくいこと、手間がかかること等植物検疫上の問題を理由に、実態としてはほとんど行われていません。
- ・このため、訪日旅行者を対象としたお土産用農産物のモデル的な販売の取組に対して支援を行うことにより、農産物を販売する事業者が取り組みやすい植物検疫の受検方法・体制を確立する必要があります。

政策目標

訪日旅行者に対する農産物のお土産販売を円滑化していくため、農産物を販売する事業者が取り組みやすい植物検疫の受検方法・体制を確立します。

<内容>

1. 事業内容

（１）お土産販売促進のための検討会開催、調査の実施等

- ① 青果物販売業者、市場関係者、旅行業者等との連携のための検討会の開催
- ② 様々な方法でお土産として販売する場合の農産物の検疫や鮮度保持等の課題とその解決策に関する調査等の実施
- ③ 訪日旅行者に対するアンケート調査の実施
- ④ 検疫条件について記載した販促用パンフレットの作成

（２）お土産販売促進のための簡易な設備等の整備

- ① 訪日旅行者向け販売ブースの設置
- ② 空港における農産物受け渡しブースの借上げ、カウンターや鮮度保持のための保冷庫等の設置

2. 事業実施主体

民間団体等（青果物販売業者、百貨店、旅行業者等が組織する協議会）

3. 補助率

（１）10／10、（２）1／2以内

4. 事業実施期間

平成27年度～28年度

[お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課（03－3502－5978）]

おみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業

<現状>

- ・免税制度の改正(食料品が免税対象に追加)により、青果物販売店等が訪日旅行者に対する農産物のお土産販売に関心。
- ・しかしながら、植物検疫上の問題を理由に、お土産販売の取組は進んでいない。

現状を打破し、次のステップへ！

検疫上の問題を乗り越え、先駆的にお土産販売に取り組む販売事業者への支援の実施

(具体的な支援の内容)

- ・青果物販売業者、市場関係者、旅行業者等関係者との連携の下、効率的な輸出検査の受検方法・体制の検討(植物防疫所もオブザーバーとして参画)
 - ・上記検討に必要な調査等の実施(鮮度保持に関する調査等)
 - ・訪日旅行者に対する検疫条件を記載した販促用パンフレットの作成・配布、アンケート調査の実施
 - ・お土産販売促進のための簡易な設備等の整備(空港(成田、新千歳、福岡)における農産物受け渡しブースの借上げ、鮮度保持のための保冷库等) 等
- ※青果物販売業者、百貨店、道の駅等での販売(手荷物としての持ち帰りの他、宅配も検討)に対する支援を想定

<※青果物販売店等の声>

- ・輸出検査手続きを実際の商流の中にどのように組み込んでいけば良いのか分からない。
- ・植物検疫の受検ルールが確立されていない中で、先行して取り組むことはリスクが大きい
- ・実際に輸出検査が円滑に実施できるのか、鮮度が保持されるのか不安。
- ・道の駅で外国人ツアー客に対し地域特産品を売りたいが、植物検疫がネックとなり販売できない。 等

植物防疫所の体制等の整備

お土産に対する検査手続き等の改善

空港に新たな輸出検査カウンターの設置

輸出検疫に関する旅行者向けパンフレットの作成・配布

事業で整理された植物検疫上の課題を植物検疫手続き等の改善に反映

お土産販売の成功事例の創出

お土産販売に対応した植物検疫の受検方法・体制の確立、共有化

その他の期待される効果

- ・国産農産物のお土産販売の取組が他の事業者にも拡大(波及効果)
- ・訪日旅行者による国産農産物のお土産としての持ち帰りが拡大



- 国産農産物の魅力が広く海外に発信、これを通じた輸出の促進
- 道の駅等での外国人向けの農産物販売が促進され、地域が活性化(地域創生)

おみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業のイメージ(フロー図)

民間団体

(青果物販売業者、百貨店、旅行業者等が組織する協議会)

- 検討会の開催
- 検討に必要な調査の実施

